

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○宮城大学学則の一部を改正する規則	(県立大学室)	一
○宮城大学大学院学則の一部を改正する規則	(同)	二
○都市計画法施行細則の一部を改正する規則	(建築宅地課)	二
告 示		
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進室)	三
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険室)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の変更の届出	(同)	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	四
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の変更の届出	(同)	五
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	五
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	六
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の変更の届出	(同)	六
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	六
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	六
○宮城県認証食品認証要綱の一部を改正する告示	(食産業振興課)	七
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	八
○県営土地改良事業の工事の完了	(同)	八
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	九
○保安林の指定の解除	(同)	九

○平成十五年宮城県告示第三百二十二号(建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準)の一部改正	(事業管理課)	九
○土地区画整理組合の理事についての届出	(都市計画課)	九
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	一〇
○都市計画事業の認可(二件)	(同)	一〇
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	一一
教育委員会		
○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則		一一
○教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則		一二
○学校教育法施行細則の一部を改正する規則		一二
○宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則		一三
○指導力不足等教員の取扱いに関する規則		一五
○県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則		二〇
○県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則		二〇
選挙管理委員会		
○参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨		二〇
公安委員会		
○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施		二四
正 誤		
○宮城県公報第一四七六号中		二五
○宮城県公報第一五四四号中		二五
○宮城県公報第一九四一号中		二五
規 則		
宮城大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十年三月二十五日	宮城県知事 村 井 嘉 浩	
○宮城県規則第二十七号		
宮城大学学則の一部を改正する規則		
宮城大学学則(平成八年宮城県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。		

目次中、「学科及び学生定員」を削り、「第三条」の下に、「第三条の二」を加え、「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

「第一節 学部、学科及び学生定員」を「第一節 学部」に改める。

第三条に見出しとして「(学部、学科及び学生定員)」を付する。

第二章第一節の二中第三条の二を第三条の三とし、同章第一節中第三条の次に次の一条を加える。
(教育研究上の目的)

第三条の二 本学学部の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

一 看護学部は、科学的な思考力と実践的な技能を備えた人間性豊かな看護職を養成し、社会において求められる看護について、教育研究及び社会活動への取組を通じて地域貢献を行うことを目的とする。

二 事業構想学部は、社会発展の原動力である事業構想の知識及び技能を備えた技術のわかる事業者及び事業のわかる技術者を養成し、事業構想の知識・技術及び政策課題について、教育研究及び地域貢献を行うことを目的とする。

三 食産業学部は、食材の生産、食品・飲料の製造・流通・消費に係る産業及びリサイクル等の環境対応について、幅広い科学的知識と技術を持ち、事業に必要な意欲や能力があふれる人材を養成し、人々の生活を支える食に関する産業について、生産から消費に至る過程を対象にして、事業の安全性、環境との調和などの観点から、教育研究及び地域的な社会活動を行うことを目的とする。

第二十条第三号中「第六十九条第一号」を「第五十条第一号」に改め、同条第四号中「第六十九条第二号」を「第五十条第二号」に改め、同条第六号中「第六十九条第四号」を「第五十条第四号」に改める。

第二十四条第一項第二号中「第七十七条の八第一項」を「第八十六条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二十条及び第二十四条第一項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

宮城大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

○宮城県規則第二十八号

宮城大学大学院学則の一部を改正する規則

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城大学大学院学則(平成十二年宮城県規則第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項第七号中「第七十条第一項第六号」を「第一百五十五条第一項第六号」に改める。
別表第二号の表中「ローソクメーカーアシナズ」を「アシナズ」に

「 経済システム 産業システム 文化システム キャリアデザイン ビジネス法 」	2 2 2 2 2 2	を	「 経済システム ビジネス法 」	2 2	に
---	----------------------------	---	---------------------------	--------	---

「 食糧職業 コンサルタント職業 医療福祉職業 文化職業 」	2 2 2 2	を	「 地域経済職業 医療職業 医療福祉システム 社会システム論 」	2 2 2 2	に
---	------------------	---	---	------------------	---

「 環境福祉システム 地域システム 」	2 2	を	「 環境福祉システム 環境システムシステム 地域システム 」	2 2 2	に
------------------------------	--------	---	--	-------------	---

「 情報システム演習 」	4	を	「 情報システム演習 英語特論 プロジェクト研究 」	4 2 4	に
--------------------	---	---	--	-------------	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第七条第一項第七号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日において在籍する学生に係る授業科目及びその単位数並びに修士課程の修了の認定については、改正後の宮城大学大学院学則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

○宮城県規則第二十九号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則(平成十二年宮城県規則第四百十八号)の一部を次のように改正する。第三十条中「石巻市長」の下に「及び大崎市長」を加え、「及び平成十七年四月一日」を「平成十七年四月一日」に、「同条第一項」を「法第二十九条第一項」に改め、「」内であるもの」の下に「及び平成二十年四月一日前に知事がした同条第一項及び第二項の規定による許可のうち開発区域が大崎市の区域内であるもの」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百四号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十五日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 中本誠司現代美術館

一 代表者の氏名 大内 光子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区東勝山二丁目二十番十五号

三 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、芸術の普及に関する事業を行い、芸術及び文化の普及に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年三月十三日

○宮城県告示第三百五号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月二十五日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人河川整備研究会

一 代表者の氏名 笹 正樹

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区鶴ヶ谷二丁目二十二番地の十三
三 定款に記載された目的 この法人は、広く県民に対して、河川整備に関する事業を行い、水辺環境の保全保護に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年三月五日

○宮城県告示第三百六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年三月二十五日

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七〇九〇〇三八二	ケアクルー介護ステーション 多賀城市下馬二丁目一番十五号Kニプランニングビル 三〇一号	株式会社ケアクルー	平成二十年 二月一日
○四七五二〇二〇六五	安心生活サービス仙台 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二 丁目二十五番二十七号	有限会社すずめプランニング	平成二十年 二月一日

二 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七五二〇二〇五七	デイサービスみやぎの杜 仙台市宮城野区田子二丁目 二十七番二十二号	医療法人社団清山会	平成二十年 二月一日
○四七五四〇一八九九	サテライトデイグリーンフ ィールズ八本松 仙台市太白区八本松二丁目 九番十八号東邦ビル二階	医療法人美瑛	平成二十年 二月一日
○四七〇六〇〇四二二	サポートデイ・白石 白石市福岡蔵本字茶園六十 二番地一	有限会社福祉文化社	平成二十年 二月十五日

三 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日

〇四七五二〇二〇四〇	シヨートステイみはるの杜 仙台市宮城野区福室二丁目 五番二十七号	医療法人社団清山会	平成二十年 二月一日
------------	--	-----------	---------------

四 特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五三〇一四四六	事業者の名称及び所在地 二チイのきらめき仙台若林 仙台市若林区荒井五の頭四 十五番地の五	申請者名 株式会社二チイのきらめ き	指定年月日 平成二十年 二月十五日
-------------------------	---	--------------------------	-------------------------

五 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七五四〇一九〇七	事業者の名称及び所在地 福祉用具グリーン 仙台市太白区八本松二丁目 九番十八号東邦ビル一階	申請者名 医療法人美瑛	指定年月日 平成二十年 二月一日
-------------------------	--	----------------	------------------------

六 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五四〇一九〇七	事業者の名称及び所在地 福祉用具グリーン 仙台市太白区八本松二丁目 九番十八号東邦ビル一階	申請者名 医療法人美瑛	指定年月日 平成二十年 二月一日
-------------------------	--	----------------	------------------------

〇宮城県告示第三百七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七五四〇一〇四八	事業者の名称及び所在地 クリスタル介護センター長 仙台市太白区長町六丁目十 三番二号	申請者名 株式会社日本エルダリー ケアサービス	指定年月日 平成二十年 一月一日
〇四七一五〇一五一〇	居宅介護支援事業所リベラ 大崎市田尻字北大杉八十五 ・十八	合資会社リベラ	平成二十年 二月十五日

〇宮城県告示第三百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七〇九〇〇三八二	事業者の名称及び所在地 ケアクルー介護ステーション 多賀城市下馬二丁目一番十 五号Kニプランニングビル 三〇一号	申請者の名称 株式会社ケアクルー	指定年月日 平成二十年 二月一日
〇四七五二〇二〇六五	安心生活サービス仙台 仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二 丁目二十五番二十七号	有会社すずめプランニ ング	平成二十年 二月一日

二 介護予防通所介護

介護保険事業所番号 〇四七五二〇二〇五七	事業者の名称及び所在地 デイサービスみやぎの杜 仙台市宮城野区田子二丁目 二十七番二十二号	申請者の名称 医療法人社団清山会	指定年月日 平成二十年 二月一日
〇四七五四〇一八九九	サテライトデイグリーンフ イールズ八本松 仙台市太白区八本松二丁目 九番十八号東邦ビル一階	医療法人美瑛	平成二十年 二月一日

三 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五二〇二〇四〇	事業者の名称及び所在地 シヨートステイみはるの杜 仙台市宮城野区福室二丁目 五番二十七号	申請者の名称 医療法人社団清山会	指定年月日 平成二十年 二月一日
〇四七三二〇〇五八四	介護老人福祉施設みさとの 杜 遠田郡美里町駅東二丁目十 七番地五	社会福祉法人杜の村	平成二十年 二月十五日

四 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 〇四七五三〇一四四六	事業所の名称及び所在地 二チイのきらめき仙台若林 仙台市若林区荒井丑の頭四 十五番地の五	申請者の名称 株式会社二チイのきらめ き	指定年月日 平成二十年 二月十五日
-------------------------	---	----------------------------	-------------------------

五 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七五四〇一九〇七	事業所の名称及び所在地 福祉用具グリーン 仙台市太白区八本松二丁目 九番十八号東邦ビル一階	申請者の名称 医療法人美瑛	指定年月日 平成二十年 二月一日
-------------------------	--	------------------	------------------------

六 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五四〇一九〇七	事業所の名称及び所在地 福祉用具グリーン 仙台市太白区八本松二丁目 九番十八号東邦ビル一階	申請者の名称 医療法人美瑛	指定年月日 平成二十年 二月一日
-------------------------	--	------------------	------------------------

〇宮城県告示第三百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

変更前	変更後	介護保険事業所番号 〇四七五四〇一〇四八	事業者の名称 ひばりサービス仙台 センター クリスタル介護セン ター長町	事業者の所在地 仙台市太白区長町六丁 目十三番二号	変更年月日 平成二十年 二月一日
-----	-----	-------------------------	--	---------------------------------	------------------------

二 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日
-----------	--------	---------	-------

変更後	〇四七五二〇〇三八二	みはるの杜通所リハ ビリテーション	仙台市宮城野区福室二 丁目五・二十七	平成二十年 二月一日
変更前		みやぎの杜通所リハ ビリテーション	仙台市宮城野区田子二 丁目二十七番二十二号	

〇宮城県告示第三百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号 〇四七五五〇〇四六八	事業者の名称及び所在地 総合ライフサービス介護事 業所 仙台市泉区館六丁目四番地 二十	申請者名 有限会社総合ライフサー ビス	廃止年月日 平成二十年 二月四日
-------------------------	---	---------------------------	------------------------

二 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七五二〇〇九六一	事業者の名称及び所在地 東北ライフサービス 仙台市青葉区支倉町一番七 号支倉ハイツA・一	申請者名 東北ライフサービス	廃止年月日 平成二十年 二月二十日
-------------------------	---	-------------------	-------------------------

〇宮城県告示第三百十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	〇四七五四〇一〇四八	ひばりサービス仙台 センター クリスタル介護セン ター長町	仙台市太白区長町六丁 目十三番二号	平成二十年 二月一日
変更前				

変更後	〇四七五二〇〇三七四	みはるの杜介護支援事業所	仙台市宮城野区福室二丁目五番二十七号	平成二十年二月一日
変更前		みやぎの杜介護支援事業所	仙台市宮城野区田子二丁目二十七番二十二号	

○宮城県告示第三百十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	〇四七二五〇一三二二	事業者の名称及び所在地	希望館ケアマネ・オフィス 大崎市古川李埵一丁目九・四十一	申請者名	希望館ポコ・ア・ポコ有 限会社	廃止年月日	平成二十年一月三十一日
	〇四七一五〇一三七九		居宅介護支援事業所リベラ 大崎市田尻字北大杉八十五・十八		有限会社穂乃香		平成二十年二月十四日

○宮城県告示第三百十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後	〇四七五四〇一〇四八	事業者の名称	ひばりサービス仙台 センター	事業者の所在地	仙台市太白区長町六丁目十三番一号	変更年月日	平成二十年二月一日
変更前			クリスタル介護センター長町				

二 介護予防通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日
-----------	--------	---------	-------

変更後	〇四七五二〇〇三八二	みはるの杜通所リハビリテーション	仙台市宮城野区福室二丁目五・二十七	平成二十年二月一日
変更前		みやぎの杜通所リハビリテーション	仙台市宮城野区田子二丁目二十七番二十二号	

○宮城県告示第三百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	〇四七五五〇〇四六八	事業者の名称及び所在地	総合ライフサービス介護事業所 仙台市泉区館六丁目四番地二十	申請者の名称	有限会社総合ライフサービス	廃止年月日	平成二十年二月四日
-----------	------------	-------------	-------------------------------	--------	---------------	-------	-----------

二 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	〇四七五二〇〇九六一	事業者の名称及び所在地	東北ライフサービス 仙台市青葉区支倉町一番七号支倉ハイツA・一	申請者の名称	東北ライフサービス	廃止年月日	平成二十年二月二十日
-----------	------------	-------------	---------------------------------	--------	-----------	-------	------------

○宮城県告示第三百十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二七〇〇二七〇	事業者の名称及び所在地	大郷町社会福祉協議会 ライフサポートおおさと 黒川郡大郷町中村字屋敷前百・八	指定障害福祉サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護	設置者名	社会福祉法人 大郷町社会福祉協議会	指定年月日	平成二十年四月一日
-------	------------	-------------	--	---------------	-------------	------	-------------------	-------	-----------

○宮城県告示第三百十六号

宮城県認証食品認証要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「加工食品及び生産方法に特徴があると認められる食品」を「加工食品等」に改める。

第二条中「この要綱の目的に照らして適当と認められる食品であつて、次のいずれかに該当するもの」を「宮城県産の良質な農林水産物を主原料に県内で製造された加工食品」に改め、同条各号を削る。

第三条第三項中「農林水産物及びその加工食品の生産者」を「その加工食品の製造者又は販売者」に改める。

第五条第一項第一号中「栽培ほ場、飼育場所」を削り、同項第三号中「対象食品」を「食品」に、「営業の禁止、停止等」を「業務方法の改善の命令等」に、「現に受けていない者」を「受けた場合、その処分を終了の日から一年を経過した者」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十二条第一項（同項第一号及び第二号を除く。）」に、「一年」を「二年」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号の製造に係る規定は、県内の事業者に製造を委託している場合にあつては、その製造を受託している事業者の製造についても適用する。

第六条第一項中「生産」を「製造」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（認証の変更）

第八条の二 認証事業者は、交付された認証書に記載された事項を変更しようとするときは、宮城県認証食品認証事項変更申請書（様式第一号の二）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

2 第六条の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

第十条に次の一項を加える。

2 認証事業者は、第十三条第一項の規定にかかわらず、認証食品を宣伝するため、認証事業者のホームページ、ちらし等に認証マークを表示しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

第十一条第一号を次のように改める。

一 認証を辞退しようとするとき。

第十一条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第六号中

「前各号」を「第八条の二第一項及び前各号」に、「認証事項に変更があつたとき」を「第四条第一項及び第八条第二項の規定による申請の内容に変更が生じたとき」に改め、同条を同条第四号とする。

第十二条第一項第一号中「第五条第一項各号」を「第五条第一項第一号又は第二号」に改め、同項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号を削り、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 前条第一号又は第二号の規定による届出があつたとき。

三 食品の製造又は販売について、法令等の規定による業務方法の改善の命令等の行政処分を受けるとき。

第十二条第二項中「することができる」を「するものとする」に改める。

第十三条第一項中「以外の加工食品」を「食品以外」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2 認証事業者は、食品の製造又は販売について、法令等の規定による業務方法の改善の命令等の行政処分を受けた場合、その旨を速やかに知事に報告しなければならない。
様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第1号の2(第8条の2関係)

宮 城 県 認 証 食 品
認 証 事 項 変 更 申 請 書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号

F A X

㊟

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

次のとおり認証事項を変更したので、宮城県認証食品認証要綱第8条の2の規定により申請し
ます。

記

認証番号		品 田	
変 更 項 目	現認証事項	変 更 申 請 事 項	
商 品 内 容 及 量			
事 業 者 の 氏 名 又 は 名 称			
事 業 者 の 所 在 地			
製 造 所 等 の 名 称			
製 造 所 等 の 地 所			
変 更 の 理 由			

(注) 1 この申請書には、宮城県認証食品認証書を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。

附 則

1 この要綱は、平成二十年三月二十五日から施行する。

2 改正後の宮城県認証食品認証要綱の第五条及び第十一条の規定は、この要綱の施行の日以後にされた申請及び届出について適用し、同日前にされた申請及び届出については、なお従前の例による。

○宮城県告示第三百十七号

県宮渡丸地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年三月二十五日から平成二十年四月二十一日まで

三 縦覧場所

栗原市役所及び栗原市栗駒総合支所

○宮城県告示第三百十八号

県宮土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
木 沼	地域水田農業支援排水対策特別事業	平成十九年三月二十三日

○宮城県告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除保安林の所在場所

宮城郡七ヶ浜町東宮浜字左道二八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ浜町役場（産業課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第六項及び同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、平成二十年二月二十九日付け森整第八百九十八号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を大崎市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台大迫字横大道一、二、三の一、三の二、四

二 所在が不明である者の住所氏名

（一）大崎市松山次橋字山王田二十九番地 佐々木丑太郎

（二）大崎市松山次橋字山王三十九番地 千葉遠夫

（三）大崎市松山次橋字山王四十一番地 中鉢弘毅

（四）大崎市松山次橋字山王四十七番地 久本丹治

（五）大崎市松山次橋字山王四十七番地 久本清治

（六）大崎市松山次橋字山王九十八番地 久本富三郎

（七）仙台市長町字砂押屋敷三十番地の十 亀井昭伍

三 通知の内容

一の森林について、平成二十年二月二十九日宮城県告示第八十号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

○宮城県告示第三百二十一号

平成十五年宮城県告示第三百二十二号（建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行し、同日以後に不正行為等が行われたものから適用する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三号の二の(1)を次のように改める。

(1) 虚偽申請

イ 公共工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、建設工事入札参加登録資格審査申請書、建設工事入札参加登録資格審査確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をしたときその他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとき（口に規定される場合を除く。）は、十五日以上の営業停止処分を行うこととする。

ロ 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたときは、三十日以上の営業停止処分を行うこととする。この場合において、平成二十年国土交通省告示第八十五号第一の四の5の(一)に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があったときには、四十五日以上の営業停止処分を行うこととする。

○宮城県告示第三百二十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

二 事務所のある地

石巻市蛇田字新大坪二百五番地一

三 届出の内容

<p>理事に就任した者</p> <p>氏 名 住 所</p> <p>氏 家 賢 壽 石巻市蛇田字新金沼十番地一</p> <p>小 川 信 一 石巻市丸井戸三丁目一番四号</p> <p>小 川 長 太 郎 石巻市蛇田字新大塚三百五十三番地一</p> <p>鹿 又 秀 弥 石巻市蛇田字新金沼三百六十三番地</p> <p>齋 藤 喜 美 男 石巻市蛇田字太田切十三番地三</p> <p>酒 井 恒 雄 石巻市蛇田字新金沼三百九十一番地一</p> <p>庄 司 健 一 石巻市蛇田字金津町十一番地二</p> <p>伏 見 圭 志 石巻市あけぼの二丁目十五番地六</p> <p>水 沼 満 石巻市蛇田字新大塚二百四十七番地六</p> <p>横 山 一 臧 石巻市蛇田字上谷地二十八番地</p> <p>吉 田 和 夫 石巻市蛇田字埴寺十二番地</p> <p>渡 邊 理 紀 雄 石巻市蛇田字金沼三百五十九番地一</p> <p>○宮城県告示第三百二十三号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十年三月二十五日</p> <p>一 施行者の名称 多賀城市 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 仙塩広域都市計画道路事業</p> <p>2 名称 三・四・百三十六号 高崎大代線及び三・五・百四十六号 多賀城駅前線</p> <p>三 事業施行期間 平成十四年一月二十九日から平成二十五年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p>	
	<p>2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第三百二十四号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十年三月二十五日</p> <p>一 施行者の名称 名取市 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 仙塩広域都市計画公園事業</p> <p>2 名称 二・二・九二号 美田園雷神塚公園</p> <p>三 事業施行期間 平成二十年三月二十五日から平成二十一年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 名取市下増田字飯塚、字南田地内</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第三百二十五号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十年三月二十五日</p> <p>一 施行者の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>1 種類 仙塩広域都市計画公園事業</p>

2 名称

二・二・九三三号 美田園香り公園

三 事業施行期間

平成二十年三月二十五日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

名取市下増田字女ヶ池、字二反田地内

2 使用の部分

なし

宮城県告示第三百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年三月二十五日

一 施行者の名称

仙台市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市仙塩流域関連公共下水道

三 事業施行期間

「昭和五十四年九月十一日から平成二十年三月三十一日まで」を「昭和五十四年九月十一日から平成二十七年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第二号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 地方機関等

第二十条第一項の表中

宮城県大崎教育事務所	大崎 市	大崎 市、加美郡、遠田郡
------------	------	--------------

「宮城県北部教育事務所 大崎 市 栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡」に改め、同表中宮城県栗原教

育事務所の項及び宮城県登米教育事務所の項を削り、同表中

「宮城県石巻教育事務所 石巻 市 石巻市、東松島市、牡鹿郡」を

「宮城県東部教育事務所 石巻 市 石巻市、登米市、東松島市、牡鹿郡」に改め、同条第三項第四号中

「仙台教育事務所」を「宮城県仙台教育事務所」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。
(地域事務所)

第二十条の二 宮城県北部教育事務所及び宮城県東部教育事務所に、その事務の一部を分掌させるため地域事務所を設置する。

2 地域事務所の名称、位置及び所管区域は、それぞれ次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
宮城県北部教育事務所栗原地域事務所	栗原市	栗原市

宮城県東部教育事務所登米地域事務所

登米市

登米市

3 地域事務所の分掌事務は、前条第三項に掲げる事務のうち当該地域事務所の所管区域に関するものとする。

第二十二条中「地方機関」を「地方機関及び地域事務所（以下「地方機関等」という。）に、「当該地方機関」を「当該地方機関等」に改める。

第二十三条、第二十四条の二及び第二十五条中「地方機関」を「地方機関等」に改める。

第二十六条の表中

宮城県第一女子高等学校

宮城県宮城第一高等学校

に改め、同表中

宮城県矢本高等学校の項を削り、同表中

宮城県古川高等学校
宮城県古川黎明高等学校
宮城県岩出山高等学校
宮城県田尻高等学校
宮城県松山高等学校
宮城県古川工業高等学校
宮城県鹿島台商業高等学校

大崎市

を

宮城県古川高等学校
宮城県古川黎明高等学校
宮城県岩出山高等学校
宮城県田尻高等学校
宮城県松山高等学校
宮城県田尻さくら高等学校
宮城県古川工業高等学校
宮城県鹿島台商業高等学校

大崎市

に改める。

第三十三条の表中宮城県泉が岳自然の家の項を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第三号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を

次のように改正する。

第一条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価を行うこと。

第二条第一項第八号の次に次の一号を加える。

九 指定管理者の指定を行うこと。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第四号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中、「第二十三条」を、「第十八条」に、同項第二号中、「第三十九条第一項」を、「第十八条」に、同項第五号中、「第二十二條第一項」を、「第十六条」に、同項第六号中、「小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園」を、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」に、同項第七号中、「第八十二条の二」を、「第二百二十四条」に、同項第八号中、「第八十三条」を、「第三百三十四条」に改め、同項第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第十五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらの分校の設置についての認可の申請又は届出は、申請書（別記第十七号様式）又は届出書（別記第十八号様式）に、学校、専修学校又は各種学校に係るものにあつては学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第三条に規定する書類及び図面に加え、分校に係るものにあつては施行規則第七条に規定する書類及び図面に加え、それぞれ次に掲げる書類及び図面（分校にあつては第一号及び第二号を除く。）を添えて、開設の時期から三十日前までにしなければならない。

第十五条第一項第四号を次のように改める。

四 申請又は届出に係る学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらの分校の市町村における位置

を示す図面（小学校若しくは中学校又はこれらの分校にあつては通学区の境界を示したものの）
第十五条第一項に次のように一号を加える。

十四 非常時避難及び消火活動見取図 申請又は届出に係る学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらの分校の校地内及び校舎その他の建物内における避難上及び消防上の通路の位置並びに廊下、階段、出入口その他避難施設及び消火栓、貯水槽その他の消火設備の位置を記載した図面並びに避難場所の位置、名称、収容人員及び到着所要時間を記載した図面

第十五条第一項中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 申請又は届出に係る学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらの分校の周囲三百メートルの区域内に存する建築物について、その位置及び用途を記載した図面。ただし、当該区域内に、児童生徒等の健康、安全等に有害な影響を及ぼすおそれのある施設等があるとき若しくはその設置等の予定があるとき又は池沼、崖その他児童生徒等に危険を及ぼすおそれのある地形上の特質があるときは、その位置及び名称を表示すること。

第十六条中「第四条の二」を「第五条」に改める。

第十七条中「第四条の二」を「第五条」に、「第十号」を「第十一号」に改める。

第十八条中「第四条の二」を「第五条」に、「第七条の三」を「第十一条」に、「第八号及び第九号」を「第九号及び第十号」に改める。

第十九条中「第四条の二」を「第五条」に、「第七条の三」を「第十一条」に、「第七条の七」を「第十五条」に改める。

第二十一条中「第七条」を「第九条」に改める。

第二十三条中「第七条の三」を「第十一条」に、「及び第四号」を「から第五号まで」に、「第八号から第十号」を「第九号から第十一号」に改める。

第二十四条中「第七条の六」を「第十四条」に、「写」を「写し」に、「第六号及び第八号から第十号」を「第七号及び第九号から第十一号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第二十五条中「第七条の七」を「第十五条」に改める。

第二十七条中「第七十三条の十一」を「第百三十一条」に、「第七十三条の十九第一項」を「第百三十八条」に、「第七十三条の二十一第一項」を「第百四十条」に改める。

別記第三十七号様式中「（第73条の12第3項）（第73条の19第2項）（第73条の21第2項）」を「（第131条）（第138条）（第140条）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第五号

宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）及び職員自己啓発等休業に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十九号。以下「条例」という。）に基づき、宮城県教育委員会に属する職員等の自己啓発等休業の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 前条に規定する「宮城県教育委員会に属する職員等」とは、次の各号に掲げる一般職の職員（以下「職員」という。）をいう。

一 宮城県教育庁の職員

二 教育機関の職員

三 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（仙台市教育委員会に属する職員を除く。以下「県費負担教職員」という。）

（自己啓発等休業の承認の申請手続等）

第三条 職員が、法第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業の承認を申請するときは、自己啓発等休業承認申請書（様式第一号）に大学等課程の履修又は国際貢献活動への従事を証明する書類を添えて、原則として、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに所屬長を経由して宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。この場合において、県費負担教職員にあつては、市町村教育委員会を経由するものとする。

2 市町村教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、当該申請書に自己啓発等休業内申書（様式第二号）を添えて、県教育委員会に進達するものとする。

3 県教育委員会は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認めるときは、書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業の期間の延長の申請手続等）

第四条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(職務復帰)

第五条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(報告の確認に必要な書類の提出)

第六条 県教育委員会は、条例第九条の報告をした職員に対して、当該報告について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(辞令の交付)

第七条 県教育委員会は、次に掲げる場合には、職員に対して辞令を交付するものとする。

一 職員の自己啓発等休業を承認する場合

二 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合

三 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰する場合

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

様式第1号(第3条,第4条関係)

自己啓発等休業承認申請書

宮城県教育委員会 殿 (所属長経由印)	申請年月日	年 月 日
申請者 所 属 職	(所属コード))
氏 名	印(職員番号))

下記のとおり 自己啓発等休業の承認を申請します。

1 申請の区分	自己啓発等休業(2及び3に記入)		自己啓発等休業の期間の延長(2及び4に記入)	
	大学の名称 (所在地)			
2 自己啓発内容	大学の課程の履修	履修の期間	年 月 日から	年 月 日まで
	国際書道活動	活動の組織	活動分野	
	活動の組織	活動の地域		
3 申請期間	活動期間	国内訓練	年 月 日から	年 月 日まで
	活動期間	活動国滞在	年 月 日から	年 月 日まで
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5 備考	既に自己啓発等休業をしている期間			

① この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- ① 「ア」 大学の課程に関する照会先
- ② 「イ」 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「ソニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること
- ③ 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること
- ④ 「活動期間」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学の課程の履修又は国際書道活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合には、当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他宮城県教育委員会が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること
- ⑤ 該当する場合は印を記入すること。

(県教委記入欄)

受理年月日	年 月 日	承認	不承認
決裁年月日	年 月 日	職	
決 裁 欄		氏 名	印

様式第 2 号 (第 3 条関係)

文 書 郵 印
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

〇〇教育委員会 印

由己啓発等休業承認内申書

このことについて、次のとおり内申します。

種 別	承 認 ・ 不 承 認
学 校 名	
職 ・ 氏 名	
給 月 額	給料表 () 級 号棒 (円)
料 発 令 年 月 日	年 月 日
在 職 期 間	年 月
内 申 事 由	
備 考	

指導力不足等教員の取扱いに関する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

〇宮城県教育委員会規則第六号

指導力不足等教員の取扱いに関する規則

(趣 旨)

第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）に基づき指導改善研修を受けるべき教諭等の認定及び指導改善研修終了時における指導の改善の程度に関する認定のほか、児童若しくは生徒に対する指導又は職務（以下「指導等」という。）を適切に行うことができず児童若しくは生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっているため研修を受けるべき教員の認定、当該研修の実施及び当該研修終了時における指導等の改善の程度に関する認定の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第二条 この規則において「教員」とは、宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る教職員のうち、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（臨時的任用職員又は非常勤職員である者を除く。以下同じ。）の職にある者で、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者を除くものをいう。

2 この規則において「指導力不足等教員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 法第二十五条の二第一項の規定により児童又は生徒に対する指導が不適切であると認定された教諭、助教諭及び講師

二 前号に掲げるもののほか、この規則の定めるところにより、職務を適切に行うことができず児童又は生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっていると認定された教諭、助教諭及び講師

三 この規則の定めるところにより、指導等を適切に行うことができず児童又は生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっていると認定された養護教諭、栄養教諭又は養護助教諭

3 この規則において「特別研修」とは、法第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修並びに前項第一号及び第三号に掲げる者の指導等の改善のために指導改善研修に準じて行う研修をいう。

(認定申請)

第三条 県立学校の校長は、その所属する教員が第五条に規定する要件(以下「認定要件」という。)に該当すると判断したときは、当該教員に係る指導力不足等教員の認定の申請を県教育委員会教育長(以下「県教育長」という。)に対して行うものとする。

2 市町村立学校の校長は、その所属する教員が認定要件に該当すると判断したときは、当該市町村の教育委員会に報告するものとする。

3 前項の報告を受けた市町村の教育委員会は、報告のあった教員が認定要件に該当すると判断したときは、報告のあった市町村立学校の校長の意見を添えて、当該教員に係る指導力不足等教員の認定の申請を県教育長に対して行うものとする。

4 第一項若しくは前項の申請(以下「認定申請」という。)又は第二項の報告を行うときは、認定申請又は報告に係る教員に対する資質能力向上のための日常の指導の結果に基づき、当該教員が認定要件に該当するかどうかを適正に判断しなければならない。

5 認定申請は、様式第一号により行うものとする。

6 認定申請を行うおとする者は、あらかじめ、認定申請を行う旨を当該認定申請に係る教員に説明するとともに、当該教員から書面又は口頭により意見を聴取し、その内容を様式第一号に記載するものとする。

(指導力不足等教員の認定等)

第四条 県教育長は、認定申請を受けたときは、その審査を行い、宮城県指導力不足等審査委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いて、当該認定申請に係る教員が認定要件に該当すると認められたときは、指導力不足等教員の認定を行う。

2 県教育長は、前項の審査を行うときは、認定申請に係る教員から書面又は口頭により意見を聴取するものとする。

3 県教育長は、第一項の認定を行うときは、委員会の意見を聴いて、当該認定に係る教員に対し特別研修を実施する期間を併せて決定するものとする。

4 県教育長は、指導力不足等教員の認定を行ったときはその旨及び特別研修を実施する期間を、認定を行わなかったときはその旨を、それぞれ様式第二号により認定申請を行った者に通知するものとする。

5 県教育長は、第一項の審査を行うため、必要な調査及び資料の収集等を行うことができるものとする。

(認定要件)

第五条 指導力不足等教員として認定を行う要件は、疾病以外の理由により、次に掲げる各号のいす

れかに該当することとする。

一 教員としての使命及び職務への自覚が不足し、日常的な職務の遂行に支障を来していること。
二 児童又は生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができな

三 教員としての力量を高めようとする意欲がなく、向上心を持って教養を磨くこととはしないこと。
四 教科、領域等に関する専門的な知識、技術等が不足し、又は指導方法が不適切であるため、学習指導等を適切に行うことができないこと。

五 保護者、地域社会及び関係諸機関と信頼関係を築くことができず、教育活動に必要な連携又は協同を行うことができないこと。

六 他の教職員と協調して学校運営に参加しようとする態度が見られず、又は校務処理を適切に行うことができないこと。

七 前号までに掲げるもののほか、指導等を適切に行うことができず、教育活動又は学校運営に支障が生じていること。

(被認定者等への説明)

第六条 認定申請を行った者は、第四条第四項の通知を受けたときは、当該認定申請に係る教員に対して指導力不足等教員の認定の有無及びその理由等を説明しなければならない。

(特別研修の実施)

第七条 県教育長は、第四条第一項の認定を行ったときは、当該認定を行った教員に対し、同条第三項の規定により決定した期間において、特別研修を実施するものとする。

(特別研修の期間の短縮等)

第八条 県教育長は、特別研修期間中に指導が著しく改善され、又は研修の状況が著しく不良であると認められたときは、委員会の意見を聴いて、特別研修の期間を短縮することができる。

(校内研修)

第九条 県教育長は、第四条の審査の結果、指導力不足等教員の認定を行わないこととした教員について、委員会の意見を聴いて、指導等の改善のための研修が必要と認められたとき又は次条第一項第二号の認定及び決定を行ったときは、学校内における研修(以下「校内研修」という。)を行うよう、その実施すべき期間を定めて認定申請を行った者に通知するものとし、当該校内研修の実施のために必要な支援を行うものとする。

2 校内研修が終了したときは、当該校内研修に係る教員の認定申請を行った者は、校内研修の成果を県教育長へ報告するものとする。

(特別研修終了時の認定等)

第十条 県教育長は、特別研修が終了したときは、当該特別研修に係る教員から書面又は口頭により意見を聴取し、委員会の意見を聴いて、当該特別研修に係る教員の指導等の改善の程度が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するか認定するとともに、当該各号に掲げる決定を行い、当該認定及び決定を行った旨を様式第三号により認定申請を行った者に通知するものとする。

一 指導力不足等教員に該当しなくなった 学校に復帰することの決定

二 指導力不足等教員に該当しなくなったが、研修を継続する必要がある 校内研修に移行することの決定

三 指導力不足等教員に該当するが、更に特別研修を行えば、指導等を適切に行うことができる程度までの改善が見込まれる 特別研修の期間を延長することの決定

四 指導力不足等教員に該当し、引き続き特別研修を実施しても指導等を適切に行うことができる程度まで改善の見込みがない 研修以外の措置を検討することの決定

2 県教育長は、前項の認定及び決定を行うときは、当該教員に係る認定申請を行った者（当該教員が市町村立学校に所属する者であるときは、当該学校の校長を含む。）の意見を求めるものとする。

3 第四条第三項及び第五項並びに第六条の規定は、第一項の認定及び決定について準用する。この場合において、第四条第三項中「第一項の認定」とあるのは、「第三号の認定及び決定」と、「実施する」とあるのは、「延長する」と読み替えるものとする。

（再度の申請等）

第十一条 前条第一項第一号及び第二号の認定及び決定は、当該認定及び決定に係る教員の所属する学校の校長が、当該教員について、学校に復帰し、又は校内研修を行った結果に基づき、再度第三条第一項の申請又は第二項の報告を行うことを妨げないものとする。

2 県教育長は、前項に規定する校長からの申請又は前項に規定する校長からの報告に基づく市町村教育委員会からの認定申請を受けたときで、第四条第一項の審査（同条第二項の意見聴取及び第五項の調査等を含む。）の結果、必要と認めるときは、同条第一項の認定を行わず、委員会の意見を聴いて、当該認定申請に係る教員が次の各号に掲げるもののいずれに該当するかについて認定を行い、当該各号に掲げる決定を行うことができるものとする。

一 指導力不足等教員に該当しない 特別研修を実施する必要のないこととの決定

二 指導力不足等教員に該当し、特別研修の実施を要する 特別研修を実施する期間の決定

三 指導力不足等教員に該当し、特別研修を実施しても指導力不足等教員に該当しない程度に改善する見込みがない 研修以外の措置を検討することの決定

3 第四条第四項及び第六条の規定は、前項の認定及び決定について準用する。この場合において、第四条第四項中「様式第二号」とあるのは、「様式第四号」と読み替えるものとする。

4 第七条の規定は、第二項第二号の認定及び決定について準用する。

（委員会の意見）

第十二条 第四条及び第八条から前条までに規定する委員会の意見とは、次の各号に掲げる事項に関するものとする。

一 認定申請に係る教員が指導力不足等教員に該当するかどうかの判定に関する事

二 認定申請に係る教員が、指導等を適切に行うことができない事由が疾病に起因するおそれがあるかどうかの判定に関する事

三 認定申請に係る教員が指導力不足等教員に該当する場合における、当該教員に対する特別研修の期間及び内容等に関する事

四 特別研修の期間を短縮することが適当かどうかの判定に関する事

五 認定申請に係る教員が指導力不足等教員に該当しない場合における、当該教員に対する校内研修の必要性、期間及び内容等に関する事

六 特別研修を終了した教員の指導等の改善の程度に関する事

七 前各号に掲げるもののほか、指導力不足等教員の取扱いに関し県教育長が必要と認めた事項に関する事

（秘密の保持）

第十三条 委員会の委員は、この規則に定める職務を行うに当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第十四条 この規則に定めるもののほか、指導力不足等教員の取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

申請者

指導力不足等教員の認定について (申請)

このことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第 3 条の規定により、下記のとおり指導力不足等教員の認定を申請します。

記

- 1 申請に係る教員の所属，職，氏名，年齢及び性別
- 2 指導力不足等教員に該当すると判断する理由（できる限り具体的に記述すること。）

3 特別研修を必要とする理由

4 校長の意見（申請者が市町村教育委員会の教育長である場合）

5 当該教員の意見

6 添付書類

様式第 2 号 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

申請者 殿

宮城県教育委員会教育長

指導力不足等教員の認定等について (通知)

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第 4 条の規定により、下記のとおり認定しました。（認定しませんでした。）

記

- 1 申請に係る教員の所属，職及び氏名
- 2 指導力不足等教員の認定の有無について
 - ・ 認定する
 - ・ 認定しない
 (理 由)

3 特別研修の期間及び内容等（指導力不足等教員と認定した場合）

4 校内研修を実施すべき期間（指導力不足等教員と認定しなかった場合で校内研修を実施する必要があると認めた場合）

様式第 3 号 (第 10 条関係)

第 年 月 日 号

申請者 殿

宮城県教育委員会教育長

特別研修終了時の認定及び決定について (通知)

このことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第 10 条の規定により、下記のとおり認定及び決定しました。

記

1 特別研修終了時の認定に係る教員の所属、職及び氏名

2 特別研修終了時の認定及び決定
第 10 条第 1 項第 号該当 (理由)

3 今後必要な措置及びその理由

様式第 4 号 (第 11 条関係)

第 年 月 日 号

申請者 殿

宮城県教育委員会教育長

再度の申請に係る認定及び決定について (通知)

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、指導力不足等教員の取扱いに関する規則第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり認定及び決定しました。

記

1 申請に係る教員の所属、職及び氏名

2 申請に係る認定及び決定
第 11 条第 1 項第 号該当 (理由)

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第七号

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の管理に関する規則（昭和三十三年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「その結果を」の下に「教育委員会に報告するとともに」を加える。

第八条の二第一項中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

第八条の三中「第五十七条の五第一項」を「第八十七条第一項」に改める。

第二十八条第六項中第三号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二及び第二十八条第六項の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第八号

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則（昭和五十一年宮城県教育委員会規則第二三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「第六十一条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、平成十九年七月二十九日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成二十年三月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 槻 田 久 純

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,927,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	愛知治郎	所属党派	自由民主党	期間	5月28日から第1回分 8月8日まで
出納責任者氏名	菅原壽				

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)	人件費
自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部	選挙事務所費
山田礼子 主婦 30,000	集会会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	糧食費
	宿泊費
	雑費
	3737,225円
	3116,193
	2,546,565
	569,628
	436,602
	1,699,995
	4,577,668
	1,689,588
	765,994
	313,885
	246,255
	992,024

その他の寄附	4件	45,000
その他の収入		-
今回計		20,845,000
前回計		-
総計		20,845,000

報告書受理年月日	平成19年8月13日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,927,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	愛知治郎	所属党派	自由民主党	期間	8月29日から第1回分 9月13日まで
出納責任者氏名	菅原壽				

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額)	人件費
	選挙事務所費
	集会会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	糧食費
	宿泊費
	雑費
	-円
	210,000
	210,000
	0
	933,200
	-
	421,050
	50,000
	316,813
	27,000
	-
	385,317

その他の寄附	-件	-
その他の収入		-
今回計		0
前回計		20,845,000
総計		20,845,000

報告書受理年月日	平成19年9月19日	第2回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

42,927,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	加藤 幹夫	所属党派	日本共産党	期間	6月16日から 第1回分 8月1日まで
出納責任者氏名	吉田 広夫				

収入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
日本共産党宮城県委員会 政 党 2,100,000円

支出

人件費 204,000円
家屋費 138,394
選挙事務所費 138,394
集会会場費 -
通信費 163,418
交通費 32,040
印刷費 2,158,500
広告費 310,000
文具費 113,823
食糧費 470,716
宿泊費 547,650
雑費 186,402

その他の寄附 - 件

その他の収入 -

今 回 計 2,100,000
前 回 計 -
総 計 2,100,000

今 回 計 4,324,943
前 回 計 -
総 計 4,324,943

報告書受理年月日

平成19年8月10日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

42,927,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岸田 清美	所属党派	社会民主党	期間	6月3日から 第1回分 7月29日まで
出納責任者氏名	田山 英次				

収入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
社会民主党宮城県連合 政 党 10,000,000円
社会民主党東北ブロック協議会 政 党 3,000,000

支出

人件費 1,064,000円
家屋費 1,320,150
選挙事務所費 1,173,900
集会会場費 146,250
通信費 235,254
交通費 21,500
印刷費 2,946,250
広告費 1,639,624
文具費 85,420
食糧費 302,242
宿泊費 269,915
雑費 571,331

その他の寄附 - 件

その他の収入 -

今 回 計 13,000,000
前 回 計 -
総 計 13,000,000

今 回 計 8,455,686
前 回 計 -
総 計 8,455,686

報告書受理年月日

平成19年8月6日

第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 42,927,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岸田清美	所属党派	社会民主党	期間	8月7日から第2回分 8月27日まで
出納責任者氏名	田山英次				

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費
-	選挙事務所費
-	集合会場費
-	通信費
-	交通費
-	印刷費
-	広告費
-	文具費
-	糧食費
-	宿泊費
-	雑費
-	58,297

その他の寄附	- 件	今前回計	115,818
その他の収入	-	今前回計	8,455,686
今前回計	0	今前回計	8,571,504
総計	13,000,000	総計	13,000,000

報告書受理年月日 平成19年8月28日 第2回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 42,927,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岡崎トミ子	所属党派	民主党	期間	5月11日から第1回分 8月10日まで
出納責任者氏名	富士昇				

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 円	人件費
民主党	選挙事務所費
5,000,000円	集合会場費
100,000	通信費
13,000,000	交通費
政治団体	印刷費
政党	広告費
	文具費
	糧食費
	宿泊費
	雑費
	4,864,210

その他の寄附	21件	今前回計	20,410,173
その他の収入	181,000	今前回計	-
今前回計	18,281,000	今前回計	20,410,173
総計	-	総計	20,410,173

報告書受理年月日 平成19年8月13日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

42,927,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡崎 トミ子	所属党派	民 主 党	期間	8月11日から 第2回分 8月31日まで
出納責任者氏名	富 士 昇				

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費
(職業) (寄附額)	選挙事務所費
- 円	集合会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	宿泊費
	食料費
	雑費
	その他
	雑
その他の寄附	その他
その収入	その他
計	計
前回	前回
計	計
総計	総計

報告書受理年月日	平成19年8月31日	第2回報告分
----------	------------	--------

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第53号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ並びに第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成20年3月25日

宮城県公安委員会

委員長 檜 山 公 夫

1 資格審査の種類、期日及び会場

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者	平成20年5月7日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成20年7月31日まで	宮城県運転免許センター
新たに普通自動車第二種免許及び大型、中型自動車第一種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成19、20年度了したことでセンター中央研修所を修了したこと等資格審査の一部科目が免除となる者		
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成20年3月25日(火)から平成20年5月2日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

<p>ア 配布期間 平成20年 3月25日(火)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前 8時30分から午後 5時15分まで</p> <p>イ 配布場所 宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)</p> <p>3 その他 詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。 問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601(内線221、222)</p>	<p>正 誤</p>	<p>○宮城県公報第一四七六号(平成十五年七月二十二日付け)中 ページ 段 行 正 五 上 一四 変更なし ○宮城県公報第一五四四号(平成十六年三月二十六日付け)中 ページ 段 行 正 一〇 下 一 変更なし ○宮城県公報第一九四一号(平成二十年三月十四日付け)中 ページ 段 行 正 九 下 六 後A 後B 誤</p>	
--	------------	--	--